

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課
不利益処分名	無許可の行為に対する原状回復命令等
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第13条
連 絡 先	(電話 621 - 5337)
処 分 基 準	基 準 許可を受けないで条例第4条第1項各号に掲げる行為をしたときは、市長は期限を指定してその全部若しくは一部の撤去又は原状の回復を命じ、又はこれによって生ずる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。
	参 考 事 項
	設定等年月日 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)